

マイナンバーを記載した申告書等の提出時の本人確認書類について

平成28年1月1日番号法（マイナンバー法）の施行により、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、虚偽申請や各種証明書の不正取得を未然に防止するため、本人確認書類（個人番号を確認する書類及び個人番号の正しい持ち主であることの身元を確認する書類）を窓口の職員に提示してください。ただし、法人番号の場合は不要です。

なお、郵送する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。また、マイナンバーの安全管理のため、できるだけ追跡可能な「書留郵便」などの方法で郵送をお願いします。普通郵便でも受理しますが、紛失などの事故があった際、どの時点の事故か確認することができません。

① 本人が申請する場合（※郵送の場合は、本人確認書類（写）を同封してください。）

1) 「個人番号カード」を持っている場合

「個人番号カード」のみを持参してください。

※個人番号カード1枚で「番号確認」と「身分確認」が可能です。

2) 「個人番号カード」を持っていない場合

次の「番号確認」と「身元確認」ができる書類をそれぞれ持参し、両方の提示をお願いします。

○「番号確認」のための書類（次のうちいずれか1点）	
※確認書類については、提示時において有効なもの、または発行もしくは発給された日から6か月以内のもの	
・通知カード（紙製）	
・住民票の写し（マイナンバー記載あり）	
・住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）	



○「身元確認」のための書類（次のうちいずれか1点）		
※氏名、住所または生年月日の記載があるものに限りです。		
顔写真付きの身分証明書	・運転免許証	・運転経歴証明書
	・療育手帳	・在留カード
	・旅券（パスポート）	・特別永住者証明書
	・住民基本台帳カード（顔写真付）	・戦傷病者手帳
	・精神障害者保健福祉手帳	・身体障害者手帳
	・その他身分証明書（顔写真付）	
顔写真なしの身分証明書	・公的医療保険の被保険者証	・年金手帳
	・児童扶養手当（特別児童扶養）証書	

「身元確認」のための書類をお持ちでない場合は、次に記載の書類を2点提示してください。

○「身元確認」のための書類（次のうちいずれか2点）		
・住民基本台帳カード（顔写真なし）	・資格証明書等（顔写真なし）	・戸籍謄本
・戸籍抄本	・戸籍の附票の写し	・住民票の写し
・住民票記載事項証明書	・印鑑登録証明書	・国税、地方税の納税証明書
・公的機関が発行した証明書等（母子健康手帳、生活保護受給者証など）		
・小竹町役場税務住民課からの通知書（納税通知書など）		
・所得税法に規定された書類（源泉徴収票、支払通知書など）		
・その他身分証明書（顔写真なし）（学生証、社員証など）		
・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書		

② 代理人が申請する場合（※郵送の場合は、本人確認書類（写）及び委任状（原本）を同封してください。）

法定代理人（親権者や後見人等）や税理士などが代理で申請する場合には、「本人確認」として「申請者の番号確認」、「代理人の身元確認」、「申請者の代理権の確認」を行いますので、窓口で次の3種類の書類をすべて提示してください。

○「申請者の番号確認」のための書類
① 本人が申請する場合 同様の「番号確認」書類または写し（1点）



○「代理人の身元確認」のための書類						
① 本人が申請する場合 同様の <u>代理人の「身元確認」書類</u> （1点または2点）						
【代理人が法人の場合】次の1点で確認できる書類						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・登記事項証明書</td> <td>・印鑑登録証明書</td> <td>・国税、地方税の納税証明書</td> </tr> <tr> <td>・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書</td> <td colspan="2">・法人との関係を証明する書類（社員証等）</td> </tr> </table>	・登記事項証明書	・印鑑登録証明書	・国税、地方税の納税証明書	・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書	・法人との関係を証明する書類（社員証等）	
・登記事項証明書	・印鑑登録証明書	・国税、地方税の納税証明書				
・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書	・法人との関係を証明する書類（社員証等）					



○「申請者の代理権の確認」のための書類
本人が作成した委任状（原本）
※同一世帯であれば委任状は不要です。ただし、同一世帯でも別世帯の場合には委任状が必要です。
※代理人が法定代理人の場合：戸籍謄本または資格を証明する書類
※代理人が税理士等の場合：税務代理権限証明書

③ eLTAX（地方税の電子申告）で申請する場合

電子証明書等で「本人確認（番号確認及び身元確認）」や、代理人が申請する場合の「代理権の確認」を行うので、確認書類の添付は不要です。

④ 本人確認書類の郵送方法について

1) 「本人確認書類」の郵送方法について

郵送での提出の際は、マイナンバーの安全管理のため、追跡可能な「書留郵便」等の方法で届出をお願いします。

普通郵便でも受理はいたしますが、紛失事故などの場合、事故確認ができません。

2) 「本人確認書類」の不備等により、本人確認ができない場合

番号法第 16 条に基づく「本人確認（番号確認及び身元確認）」ができない場合には、申告書・申請書等へのマイナンバー（個人番号）の記載がなかったものとして取扱い、マイナンバーを収集いたしません。ただし、申告書・申請書は有効なものとして受理いたします。